



チリにおける女性の政治参加と社会運動：チリ調査報告書

著者	松久 玲子, 山蔭 昭子
雑誌名	社会科学
号	70
ページ	133-152
発行年	2003-01-31
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008177

《研究ノート》

チリにおける女性の政治参加と社会運動

— チリ調査報告書 —

松 久 玲 子
山 蔭 昭 子

目 次

はじめに

1. 調査の概要
2. 女性の状況とフェミニズム運動
3. 女性の政治参加
4. 女性の社会参加と社会運動

おわりに

はじめに

本報告は、2002年8月8日から23日までチリ、サンティアゴ市において実施したチリにおける女性の社会運動と政治参加についての調査報告である¹。

チリは、ラテンアメリカ諸国の中でも政治的、経済的に安定した国であるといわれている。また、20世紀はじめのヨーロッパ移民により人口の多くの部分が構成され、教育水準も高い。近代化の過程でフェミニズム運動に関しても、欧米の影響を強く受けている。1970年代初めのアジェンデ社会主義政権では女性の政治参加が重要な役割を果たした。軍事クーデター後、1973年から90年までのピノチェット独裁政権を経て1990年3月に民政移管

されたが、独裁政権下での政治抑圧はフェミニズム運動にも影響をおよぼした。チリは政治的試練にさらされながら民主化を勝ち取った過程で、女性を中心とした社会運動が大きな意味をもった。ラテンアメリカのフェミニズムと女性の政治、社会運動への参加との関係を分析する上でチリの事例はさまざまな示唆を与えるものであると考える。

本調査では、民主化以降の女性の政治参加とジェンダーの視点をもったNGOの活動に関する情報を収集することを調査目的とした。また、今回の調査は、最初の現地調査でかつ時間的制約があったため、政府・公的機関および首都サンティアゴ周辺で活動しているフェミニズム組織を中心にインタビューと資料収集を行った。

1. 調査の概要

最新のチリ女性の社会的、政治的状况を統計的に把握するために、チリ政府の女性政策のための中心機関である国立女性庁 (Servicio Nacional de la Mujer) SERNAM を訪問し、資料収集を行った。また、ラテンアメリカ全般の経済開発および女性の状況について統計調査を体系的に実施し、チリ、サンティアゴに本拠をもつラテンアメリカ・カリブ海域経済開発機構 (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) CEPAL および FLACSO (Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales) の資料室で資料収集を行った。FLACSO のジェンダー研究の地域研究主任である Teresa Valdés 氏にインタビューを行い、チリにおける女性の政治参加の問題に活動の中心をおいているいくつかのNGOに関して情報を収集した。そのうちのひとつである女性機構 (Fundación Instituto de la Mujer) を訪問し、チリ大統領選挙および地方選挙における女性の政治参加に関する情報を収集した。

フェミニズム運動に関しては、1983年に設立された独裁政権下のフェミニズム運動の草分けの組織 La Morada において、理事長 Svenska Arensburg 氏にインタビューを行った。また、国立女性庁およびフェミニズム組織が近年、活動の中心としている家庭内暴力への取り組みを中心的活動としている

家族センター（Centro de la Familia）CENFA と DOMOS においてインタビューと資料収集を行った。

今回の調査は、首都サンティアゴ市周辺における情報収集と NGO へのインタビューに限定せざるを得なかった。チリの状況を把握するためには、特に輸出向け農業が行われている南部、北部地域での女性の状況およびそれらに対応する女性組織に関する情報収集が必要と思われるが、それは今後の課題としたい。

2. 女性の状況とフェミニズム運動

1973年から90年まで続いたピノチェット軍事政権下では、カトリシズムに基づく家父長制的なジェンダー規範が支配的だったが、そうした抑圧的体制に対抗していくつかの女性を中心とした社会運動が形成された²。ひとつは政治抑圧の中で政治犯や行方不明者の家族が中心となった人権侵害に対する告発運動である。これは、主に行方不明者や政治犯の母親や妻たちが中心となって運動を展開し、民主化運動への先鞭をつけた。もうひとつの女性を中心とした運動は、都市下層の女性たちを中心として経済危機に対し生き残りをかけて展開されたポブラシオン（都市の低所得者層居住地区）の都市住民運動である。当初は、共同鍋、民衆食堂、共同購入などの再生産活動に基盤をおき、経済危機にさらされた家庭内で女性が課せられたジェンダー役割を充足するためのものだったが、次第に共通の場と貧困に根ざすさまざまな問題を共有する中でフェミニズム意識が形成されていった。そして、それらの女性を中心とした社会運動と連携し、女性を組織化したのがフェミニズム組織である。ピノチェット政権は、カトリシズムに基づく伝統的な女性観の普及を、政府の肝いりで組織化した母親センター（Centro de Madres）などの女性団体を通じて行った。それに対して、左翼の女性たちを中心としたフェミニズム運動は、軍事政権の伝統的なジェンダー規範に異議を唱え、女性の地位向上と平等の確立を目指したが、その活動は必然的に反軍事政権運動と一体化していった。チリのフェミニズム運動は、他の社会運動と合流し、次

第に女性運動と連携しそれらを組織しつつ反軍事政権闘争の性格を強めながら、民主化運動において重要な役割を担った。

1989年の大統領選挙でパトリシオ・エイルウィンが大統領に選出されて民主化が達成されると、新政権のもとで女性政策が発足した。女性政策の中心機関となったのが、1991年に設立された国立女性庁である。国立女性庁は、女性の地位向上と女性が直面する差別をなくすための公共政策の調整機関として作られた。以下は、国立女性庁が設立以来実施している主要な活動である³。

- 1991年 貧困家庭の女性世帯主への援助プログラムを設立。
- 同年 女性の権利情報センター（CIDEM）を設立。
- 1992年 家庭内暴力予防のための全国プログラムを設立。
- 1994年 女性のための機会均等化計画を創設。
家庭内暴力を処罰し家族を保護するための家庭内暴力法を発効させた。
- 1995年 フレイ内閣は女性のための機会均等化計画1994-1999を政策化した。
- 1996年 女性のための機会均等化計画1994-1999を実行するために各省庁と協定を締結。
- 1997年 貧困克服のための優先計画の一部として、貧困家庭、特に女性世帯主のための労働供給プログラムを実施。
- 1998年 私企業において就労契約に際し妊娠検査をすることを禁止し、女性労働者に母性保護を受ける権利を認めた母性保護法を発効させた。
- 1999年 憲法に男女平等規定を明記。法的に子どもの権利の平等を保障する親子関係法が発効した。

特に、女性のための「機会均等化計画1994-1999」は、法律、家族、教育、文化、労働、保健、参加、組織強化の8つの分野にわたり、関係省庁との協定のもとで多様な施策がとられている。家族に関しては、多様な家族に対す

る社会的認知や家族内での責任の共有の増進に力を注いできたが、特に家庭内暴力と若年妊娠の予防に力を注いでいる。教育の分野では、教育省と連携して女性の教育機会を促進するための教育改革、教員養成、教科書の修正、ジェンダー研究ネットワークのための大学との協定などに取り組んでいる。労働分野では、もっとも女性差別が激しい賃金労働において労働法における母性保護の遵守、就労の場での性的嫌がらせの問題に取り組んでいる。保健分野では、出産後の検診、精神的ケア、貧困層や季節労働者の検診などを行っている。参加の分野においては、女性が市民権を行使し、リーダーシップを発揮できるように女性開発研究センター CEDEM を中心として情宣活動や研修を行っている。また、貧困の克服のための政策として、低所得者層の女性を対象として労働供給プログラムと女性季節労働者プログラムを設立した。低所得層の女性を対象とした労働供給プログラムでは、技能訓練、自営業を始めるための援助などが盛り込まれている。また、女性季節労働者プログラムでは、季節労働が集中する夏期に保育センターを開設し、約5,500人の女性季節労働者の2歳から12歳までの児童1万人を144の施設で受け入れている実績がある。

1990年の民主化以降、政府主導の女性政策が発展してきている。女性の地位向上と差別の解消という方向性をもつ女性のための公的政策に対して、既存のフェミニズム運動あるいは女性を中心とした社会運動はどのように連携し、政策決定やその実施に関わってきたのだろうか。民主化以降、チリの女性を中心とする運動は反軍事政権という当面の闘争の対象を失い、下火になっているといわれている。しかし、実際に軍政下で成長を遂げた女性を中心とした草の根的社会運動が、表面には華々しく現れなくとも長年にわたり培われた経験と組織力をどのように生かし、女性政策と関わってきているのか、あるいはその中での問題点は何なのかを、社会運動を担うNGOからのインタビューによって得た知見を加え報告する。

3. 女性の政治参加

チリは、国連の人間開発指数によれば平均余命75.1歳、成人識字率95.4%、一人当たりGDPは、8,787ドルで、ラテンアメリカにおいてアルゼンチンに次ぐ上位に位置づけられる⁴。一方で、女性の経済参加と意思決定、政治参加と意思決定、および経済力を測るための3つの指数を足し合わせて得られるジェンダー・エンパワーメント指数では、51位にまで下がっている。女性の国会議席が全体に占める割合は、8.9%、行政職、管理職に占める女性の割合は、22.4%、専門職、技術職に占める割合は、50.5%で、他の分野と比較すると政治参加の割合が低く、他のラテンアメリカ諸国と比較しても下位に属する⁵。また、女性の一人当たりGDPは4,011ドルで、男性の3分の1に満たない。

反軍事政権運動において重要な役割を果たした女性組織は、民政移管以降どのように変化し社会にいかなる影響をあたえているのか、1990年以降を中心に考えてみたい。

(1) 女性の政治参加状況

チリにおいて女性が参政権を獲得したのは、1949年である。第2次世界大戦後、ラテンアメリカ諸国で相次ぎ女性参政権が獲得される中で、チリでも参政権が獲得された。まず、政治参加と意思決定の指標として、女性の選挙権の行使、立法、行政、司法における女性の割合、政党における女性の割合を見てみたい。選挙における男女の投票行動をみると、投票数全体に占める男女の割合は、女性参政権の獲得以降はじめての1952年の選挙以来、次第に女性の投票に占める割合は増加している。特に、1988年の国民投票以降、女性の投票数の割合が男性よりも高くなっている。

表1 投票における男女別の割合

選挙年度	男性の投票の割合	女性の投票の割合
1952年	70.3 (%)	29.7 (%)
1958	66.0	34.0
1964	54.5	45.5
1970	52.9	47.1
1988	48.5	51.5
1989	48.5	51.5
1993	48.3	51.7
1999	47.9	52.1
2000	47.9	52.1

出典：Sernam & INE, Mujeres chilenas, Estadísticas para el Nuevo Siglo, Santiago, Chile, 2001.

また、大統領選挙において投票権を行使した割合を男女別に見ると、女性は男性より投票権の行使率が高くなっている。現在、政治意識は男女でほとんど差はないといってよいであろう。

表2 男女別の大統領選挙の投票率

選挙年度	投票した男性数／ 男性の選挙権保持者	投票した女性数／ 女性の選挙権保持者
1952年	48.6	29.7
1958	56.3	27.2
1964	80.4	62.7
1970	83.8	69.4
1989	91.6	91.9
1993	91.8	93.5

出典：CEPAL, Las mujeres chilenas en los noventa; Hablan las cifras, U.N., Santiago, Chile, 2000.

次に、立法、行政、司法において女性の占める割合を見てみたい。行政府

において、女性が官僚に占める割合は、1991年度は閣僚21に対し女性閣僚は1名でその割合は4.8%、次官は27名中3名で11.3%、自治体の首長50名中女性は4名で8%だった。1998年には、閣僚19に対し女性3名で15.7%、次官は21名中3名で14.2%、地方自治体首長50名中5名で10%と、閣僚を除きこの間ほとんど女性の占める割合に大きな前進はない。

チリの立法院は二院制をとっている。1990年から1997年までの女性議員の割合を見ると下院議員数は増加しているが、まだ10.8%にしか過ぎない。上院議員数は減少している。

表3 下院における女性議員の割合

年度	議席数	女性の議席数	女性議員の割合 (%)
1990年	120	7	5.8
1993年	120	9	7.5
1997年	120	13	10.8

表4 上院における女性議員の割合

年度	議席数	女性の議席数	女性議員の割合 (%)
1990年	47	3	6.4
1993年	47	3	6.4
1997年	48	2	4.2

出典：CEPAL, Las mujeres chelenas en los noventa; Hablan las cifras, U.N., Santiago, Chile, 2000.

司法府に関しては、2000年において裁判官に女性が占める割合は、全体で29.1%、最高裁判所では女性の裁判官はおらず、上訴裁判所では34.4%を占めている。

次に、政党、組合執行部に女性が占める割合を見てみよう。政党執行部に女性が占める割合は、1989-99年度では7.5%、1999-2000年度には26.2%となっている。政党別に見ると左翼政党では女性の占める割合が高い。

表5 政党本部の執行部に女性が占める割合

政党	1989-1990年				1999-2000年			
	全体数	男性	女性	女性の%	全体数	男性	女性	女性の%
全 体	67	62	5	7.5	61	45	16	26.2
国民革新党	8	8	0	0	6	6	0	0
キリスト教民主党	6	6	0	0	6	6	0	0
民 主 党	8	6	2	25.0	7	5	2	28.6
独立民主連合	6	6	0	0	7	6	1	14.3
チリ社会党	3	3	0	0	3	2	1	33.3
チリ共産党	6	5	1	20.0	5	3	2	40.0
中央連合	5	5	0	0	7	6	1	14.3
民社急進党	11	10	1	9.1	8	8	0	0
みどりの党	4	3	1	25.0	3	3	0	0
自 由 党	10	10	0	0	9	8	1	11.1

出典：CEPAL, Las mujeres chilenas en los noventa; Hablan las cifras, U.N., Santiago, Chile, 2000.

組合執行部に女性が占める割合は、1991年には12.2%、1998年には13%と、約10年間に変化はほとんどない。

ピノチェット政権末期に反再選運動の女性たちを組織化したのは、左翼系フェミニストだったといわれている。ピノチェット政権末期にはほとんど政党執行部に女性が参入していなかったが、民主化後の10年間で次第に女性の占める割合は増加してきた。しかし、政党別に見ると左翼系政党には比較的女性の参入が見られるが、保守政党にはほとんど変化はみられない。

民主化後のフェミニズム運動の低調が言われるが、その理由としてピノチェット軍事政権打倒という政治目標が達成され、女性組織を統一する共通の目的がなくなったことがあげられる。また、新政権では反再選運動で活躍した女性が登用され、同時に SERNAM に代表されるオフィシャル・フェミニズムにより既存のフェミニズム組織が吸収されたことがあげられる。しかし、実

際には政治における意思決定の場に女性の姿はほとんどみられない。こうした状況を打破するために、チリでは政治参加の分野でどのような行動が女性たちによりとられてきたのだろうか。次に、クォータ制を中心に女性の政治参加について考えてみたい。

(2) 政治活動と女性

女性の政治参加については、女性に対する差別撤廃条約以降、肯定的差別は正策（アファーマティヴ・アクション）のひとつとしてクォータ制がしばしば論議されてきた⁶。

クォータ制では、賛成派、反対派の両派の間にさまざまな議論がされてきたが、主に、①女性の政治進出は平等を保証するのか、②どこまでを要求の限度とし、どのように実行されるべきか、③女性の代表を増加させることに実際どのような効果があるのか、という3点が論議の中心となってきた。そして、現在では数の上での増加目標と女性リーダーの質の問題に焦点がおかれている。

最初にクォータ制を採用した政党は、民主党と社会党で、1989年に女性に対し最低20%の政党における役職を保証した。この背景には前述のように、ピノチェット軍事政権に対する再選反対運動に左翼の女性を中心としたフェミニズム組織が貢献したことがあげられよう。ピノチェット軍事政権時代の1983年に、社会党の闘志がチリ女性連合（Unión Chilena de Mujeres）を民衆層の女性たちを支援するために創設した。その活動の中心は人権、女性に共通する問題、民主化などをテーマとして論議する小集団の組織化だった。1984年には、社会主義政党を中心として、「社会主義を求める女性運動」が組織された。さらに、1985年には「行動する女性」「ロサリオ・オルティス女性民衆連合」が社会主義セクターの女性たちと連携して設立された。1985年には社会主義運動へ女性を参加させることを目的とした「社会主義女性連盟」が組織された。1988年には独裁政権反対派および独立的政党の女性たちが、「民主化のための女性協力機構」を作り、女性のための政府プ

プログラムの草案を作成した。こうした活動を背景に、1989年には政党内での女性の地位を保証する動きが現れた。しかし、民主化初の1992年の選挙では女性の候補者は16.6%にしか過ぎなかった。現在、女性に対するクォータ制を実施している党とその数値目標は、キリスト教民主党が25%、民主党が40%、社会党が40%となっている。クォータ制に関しては、1997年に憲法修正案が出されたが議会を通過するに至っていない。

1998年における政党の全国執行部における女性の割合は、以下の表のとおりである。

表6 政党別の執行部（全国）における女性の割合

政党名	全国の執行委員数	女性執行委員数	女性の割合
国民革新党	30	4	13.3
キリスト教民主党	46	9	19.5
民主党	41	11	28.8
独立民主連合	17	1	5.8
チリ社会党	36	6	16.6
チリ共産党	5	1	20.0
中央連合	32	1	3.1
民社急進党	30	4	13.3
みどりの党	7	3	42.8

出典：CEPAL, Participation and Leadership in Latin America and the Caribbean: Gender Indicators, CEPAL, Santiago, Chile, 1999.

(3) 女性の政治参加に関するNGOの取り組み

現在、フェミニズム組織の中で、女性の選挙におけるクォータ制導入についての活動はそれほど積極的ではない。フェミニストおよび女性組織は、ドメスティック・バイオレンスの問題を活動の中心にすえているところが多い。クォータ制に関する活動がそれほど積極的でない理由としては、女性議員の増加することの意味に関してフェミニズム組織間に十分な合意が取れていな

いことがあげられる。そしてその効果にフェミニズム組織が懐疑的であるように見える。社会的にも、政治家が女性かどうかより、政治家の個人的な魅力が話題となっている。ちなみに、現ラゴス政権で最も人気の高い大臣は女性3人で、特にそのうちのひとりにはラゴス大統領の人気をしのぐと言われている。

女性の政治参加を拡大してゆく取り組みは、いくつかのNGOにより継続的に行われている。1995年北京会議の準備のために設立された「主導権をとる女性集団」(Grupo Iniciativa Mujeres)は11のNGO⁷が参加する組織であるが、フェミニズム組織の方向性を示す『2000年にむけての女性の政治的提言』を作成した。この中で、行動計画の第1番目に民主化の深化と権力への参入をあげ、社会・政治的参加の権利を唱っている。行動目標として、以下を提言している⁸。

1. 意思決定の場に女性代表者を増加させる。
2. 女性の社会・政治的代表と参加に対するあらゆる障害を撤廃する。
3. 市民社会、特にさまざまな公的活動における女性機関、NGOの参加を深め、拡大する。
4. 女性の主導性と参加を推進するための資源の分配を国家が補償する。
5. 市民権を保証するために公式な対話の機会と制度を保証する。

また、1997年には「主導権をとる女性集団」と政府の間で、意思決定における女性の社会政治参加を推進するために、3つの法案を立案することが合意された。ひとつは、議会選挙のためのクォータ法 (ley de cuotas para elecciones parlamentarias) であり、この法案は前述のように否決された。他の2つは、比例民主選挙法 (Ley Electoral democrática proporcional) と政治運動の公的資金支援 (financiamiento público de las campañas políticos) である。

「主導権をとる女性集団」を構成するNGOのひとつである「女性機構」は、1992年から1996年の議会選挙および2000年の大統領選挙における各政党の候補者の女性政策および女性の政治参加に関する姿勢をモニターし、女

性の選挙行動と各政党および候補者のジェンダーに関する政策の調査報告書を継続的に公表している⁹。こうした個々の女性組織の活動が、女性の政治参加を推進する上で大きな力となっていると同時に、エンパワメントのための基礎的な活動となっている。

(以上 松久玲子)

4. 女性の社会参加と社会運動

1990年以降の女性の社会参加に関して考えるとき、70年代に隣人委員会 (Junta de Vecinos), 母親センター (Centro de Madres), 地区連合 (Uniones Comunales) などの共同体組織への女性の参加が顕著にみられたことや、軍事政権の間にはそれぞれが自治的な小集団の民衆経済組織 (Organizaciones Económicas Populares) の中で女性が重要な役割を果たしていたことを思い起こす必要がある。これらの組織の中では食料調達や社会奉仕といった活動が行われていたが、女性たちは単に参加するだけではなく、指導的な職務の8割近くを占めるに至っていたのである。

また、この時期に人権や経済的生き残りを掲げて多数のNGOが生まれたが、その活動は研究に重点をおくものも実際の行動を主として行うものもあった。それらの組織の幾つかは特に女性に関する問題の理論的・实际的発展を目指して生まれた。1991年ごろに女性の問題を扱っていたNGOは159団体存在したが、そのうちの38団体は女性の問題に特化しており、121団体は他の目的を持った組織内での女性教育のプログラムを有していた。後者の組織の大々的な強化は1985年から90年の間に行われた。1998年ごろには前述の組織の減少が顕著に見られ、特に女性の問題に特化していた組織は58.3%も減少し、現在も存在しているものの75%はサンティアゴ首都圏に集中している。

女性状況の改善に関わるNGO組織数のこの顕著な減少の理由の一つは、外部からの資金供給の縮小と関係している。財源の大部分が国、特に国立女性庁に割り当てられて、国立女性庁がその基準に従ってさまざまな領域での

性的平等達成のための活動を行うようになったからである。

一方、組織化した女性の集団は個々の要求実現だけでなく社会全体が新しく生まれ変わることに関心を持って、政治制度の変革の時期に積極的に参加した。そして、「民主主義への女性の要求」に具体化されるように、国の政治的懸案に女性運動への配慮という項目を含めるように働きかけた。

1990年の民政の始まりとともに社会組織構造が再構成され始め、その中で女性の参加の形態も変化し、組織の多様化が見られた。軍総司令官の妻が主宰していた母親センターの場合のように、その影響力が大きく減退したものもある。地区連合も重要性を失った。1988年ごろには事実上全員が女性で、52組織5万1千人以上からなる社会行動女性ボランティア団体も同様だった。エイルウィン大統領の政権誕生で軍事政権と繋がっていたボランティア団体は存在しなくなった。これは後に、社会行動ボランティアの仕事をコーディネートする全国共同体援助基金（Fundación Nacional de Ayuda a la Comunidad）FUNASCO と、貧困状態にある子どもの世話をする機関、全国未成年者総合開発基金（Fundación Nacional para el Desarrollo Integral del Menor）INTEGRA になった。また、家族基金（Fundación de la Familia）も設立され、その後、女性の基盤組織を支援・促進する女性の昇進プログラム（Programa de Promoción de la Mujer）PRODEMU を引き継いだ女性学校（Escuela de la Mujer）が始まった。

90年代は組織の多様化が進む一方、民主化が進んで、NGOで活動していた多くの女性が政府や大学の機関で働き始めた。このような女性の参加形態もNGOの活動の後退や数の減少という動きに大きな影響を与えたのである。

現在、女性の問題を扱う11団体が「主導権をとる女性集団」（Grupo Iniciativa Mujeres）を形成して活動（特に離婚法の成立を要求して）を行っているが、それらは以下の通りである。

- ① 女性開発研究センター CEDEM（Centro de Estudios para Desarrollo

de la Mujer)

- ② 女性研究センター C E M (Centro de Estudios de la Mujer)
- ③ DOMOS
- ④ La Morada
- ⑤ 女性行動プログラム PROSAM (Programa Acción con Mujeres)
- ⑥ FEMPRESS
- ⑦ FLACSO (Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales)
- ⑧ IDEAS
- ⑨ 女性機構 (Fundación Instituto de la Mujer)
- ⑩ ISIS Internacional
- ⑪ チリ女性解放運動 MEMCH (Movimiento Pro Emancipación de la Mujer Chilena)

(上記のうち⑥と⑦はチリの団体・機関案内帳 *Guía SILBER* では国内 N G O ではなく国際機関の項に分類されている。)

今回の調査では上にあげた「主導権をとる女性集団」のうち、③ DOMOS と④ La Morada および、同じく N G O の「家族センター」CENFA でインタビューを交えた調査を行うことができた。これら 3 つの組織を取り上げて、その活動の概要について報告する。

La Morada

所在地 Purísima 251, Recoleta サンティアゴ市

- (1) 歴 史：軍事政権下の1983年にフェミニズム機関の樹立とフェミニズムの主張を明らかに示すために設立された。民主主義と女性の関係、身体とセクシュアリティ、家父長制的な抑圧機構などをとりあげて女性の組織化、教育を目指した。セクシュアリティとジェンダー意識の形成、女性の市民権について疑問を呈して、91年の民主化の基礎を形成した。

- (2) 組 織：37名の会員。会員のうちから2年任期で5人の理事。現在理事長は社会学者の Svenska Arensburg 氏
- (3) 活動分野：① 市民権と人権について
② 精神衛生、性的権利とリプロダクティブ・ライツ
③ コミュニケーションと文化
以上①②③についてのワークショップで研修活動を行い、人材を育成している。
* 女性のラジオ局ラジオ・ティエラで女性の権利や女性をめぐる情報・知識の普及をはかっている。
* 出版活動も行っている。
- (4) 相談部門：専門家の会員が法律上の相談、心理相談を担当している。
- (5) 財 源：出版物、研修料と外国からの援助のみ、活動の独立性が損なわれるので国からの援助は一切なし。
- (6) そ の 他：国内外の女性のNGOとの連絡網を持って、密接な連携を取りながら活動を行っている。

DOMOS

所在地 Rojas Magallanes 477, La Florida サンティアゴ市

- (1) 歴 史：1984年にNGOとして設立された。さまざまな分野での女性の問題をジェンダーの視点から扱っている。2001年までは家庭内暴力についての心理的・法的な相談・カウンセリングも行っていて、1年間に約300人の女性からの相談があった。現在は個人の相談業務は行っていないが、2001年以前からの相談者には対応している。
- (2) 組 織：スタッフは7名
- (3) 活動分野：* 女性に関するさまざまな分野の問題、人権、性的権利、差別、暴力などについて女性に教育・情宣活動を行い、知識を広め、さらには指導者的役割を果たせる女性を養

成すること。

*家庭内暴力についての出版物あり。

- (4) 相談部門：2001年までは家庭内暴力についての相談・カウンセリングを行っていたが、財政的に余裕がなくなり現在は受け付けていない。
- (5) 財 源：外国（特にオランダ）からの財政援助。自治体から依頼をうけて、教育的プログラムを実施したりもする。
- (6) そ の 他：DOMOSでインタビューすることができたのは、スタッフの一人 Lorena Valdebenito 氏で、彼女は闘うフェミニストとして仕事に臨んでいる。DOMOSは前述の「主導権をとる女性集団」に参加して活動を行っている。

CENFA 家族センター (Centro de la Familia)

所在地 Bellavista 61, Recoleta サンティアゴ市

以上の他に、サンティアゴ市に3ヶ所と第V地区の Viña del Mar 市と第X地区の Puerto Montt 市にそれぞれ1ヶ所ある。

- (1) 歴 史：キリスト教的着想によって1966年から家族問題の予防、教育、セラピーに従事しているNGO法人。特に経済的に恵まれない立場にあってこの種のカウンセリングを受けられない個人、カップル、家族、グループを指導員がアテンドしている。そのため、支所の幾つかはポブラシオンと呼ばれる都市の低所得者層の居住地の中にある。スタッフのほぼ全員が女性である。2001年度は受益者が1万人を超えている。
- (2) 組 織：7人で構成される理事会が最高機関。センター長はマリア＝エレナ・モンテス氏。相談部門、指導部門、養成部門の3部門がある。
- (3) 活動部門：家族の問題から惹起されるトラブルを解決し、家族をサポート

トすることによって貧困から脱却させるための活動全般。
個人が自己尊重できるための指導や指導員の養成も重要な活動である。

- (4) 相談部門：家庭内暴力，別居，薬物使用，若年妊娠，幼児虐待その他，あらゆる家族問題についてのセラピーを行っている。
- (5) 財 源：セラピーの料金と外部からの援助
- (6) そ の 他：Bellavista 61の本部でセンター長のマリア＝エレナ・モンテス氏と何人かの指導員のスタッフにインタビューできた。また，1984年に設立されたサンティアゴ市 La Florida 地区の CENFA では特に女性の問題に詳しい支部長のマルタ・エンリケス氏をはじめ10人ほどの指導員スタッフにインタビューすることができたが，このことはチリ女性について考えるうえで大きな示唆を与えてくれ，有意義だった。

今回の調査で実際にスタッフにインタビューできたのは上記の3機関であったが，それぞれが異なった性格を持って活動していた。La Morada はチリにおけるフェミニズム団体の草分け的存在で，実践的でありながら現在も理論面で他の多くの女性NGOの指導的立場にある。一方，比較的低所得者層の多い La Florida 地区にある DOMOS は家庭内暴力に苦しむ女性を直接アテンドしながら（現在は相談は受けていないが）フェミニズムの主張をつづける実践的な団体である。

それに反して CENFA はキリスト教的着想で活動を行っていて，指導員スタッフも中・上流階級の恵まれた生活環境にある女性が多い。そして，彼女たちの多くが，自分自身は「フェミニストではない」とか，「フェミニズムに興味がない」と言っていて，自分のことより家族のことを優先する人々である。にもかかわらず，自腹を切って指導員になるための講習を受け，指導員になってからはほとんどただに等しい手当でだけで，時には身の危険があるような場所へ出かけて行き，熱心に活動しているのである。理論武装した女性だけ

でなく、このような女性によっても社会が動いているのである。以前から折に触れて私はチリの女性が積極的だと感じていたが、この積極性はどこから来るのか機会があれば追究してみたい。実際にチリではさまざまな思想をもった多様な環境にある女性が関わりながら、運動が進んでいくのだろう。

お わ り に

今回の調査でインタビューしたNGOで活動している人たちの口から一様に発された言葉は、チリの経済状態が他のラテンアメリカ諸国と比較してよくなったので、外国からの資金援助が激減しているというものだった。ある意味では当然の成行きなのだが、財源を外国からの援助金だけに頼っている組織には大きなダメージである。今後NGOの活動はどのようになっていくのか見ていきたい。時間的制約のために本報告で扱えなかった事柄は今後の課題としたい。

(以上 山蔭昭子)

注

- 1 同志社大学人文科学研究所および平成14年度（第27回）学術研究振興資金の援助により実施されたものである。
- 2 安井伸、舟橋恵美、「チリの女性運動——反軍政抵抗運動からの脱却をもとめて」、国本伊代編『ラテンアメリカ新しい社会と女性』新評論、2000年。
後藤政子「ネオリベラリズム時代の女性たち——ラテンアメリカのケース」、神奈川大学人文学研究所編『ジェンダー・ポリティクスのゆくえ』勁草書房、2001年参照。
- 3 Servicio Nacional de la Mujer, *Memoria SERNAM 1994-1999*, Editorial Truffa S. A., Santiago, Chile, 1999.
- 4 UNDP, 『人間開発報告書2000, 人権と人間開発』, 国際協力出版会, 2000年。
- 5 CEPAL, *Participation and Leadership in Latin America and the Caribbean: Gender Indicators*, CEPAL, Santiago, Chile, 1999によれば、女性の上院議員に占める割合が高いラテンアメリカの国は、ベリーズ、バルバドス、ジャマイカ、トリニダード・トバコのカリブ海諸国で、低い国はアルゼンチン、ボリビア、チリである。ハイチは女性上院議員がいない。

- 6 ラテンアメリカで唯一法制化に踏み切ったのはアルゼンチンで、1991年にクォータ法が公布され、その結果5.8%だった女性下院議員の割合は1995年には27.6%に達した。
- 7 女性開発研究センター (CEDEM), 女性研究センター (CEM), DOMOS, La Morada, PROSAM, FEMPRESS, FLACSO, IDEAS, 女性機構, ISIS Internacional, MEMCH の11 N G O で構成され、女性が市民権を行使するための教育とそれを推進するための人材育成のためのワークショップを開催している。
- 8 Grupo Iniciativa Mujeres, *Nueva agenda, nuestra agenda: Propuesta Política de las Mujeres para el Tercer Milenio*, (パンフレット「新たな提言, わたしたちの行動計画: 2000年に向けての女性の政治的提言」), Grupo Iniciativa Mujeres, Santiago, Chile, 1998.
- 9 Fundación Instituto de la Mujer, *Discursos, Estrategias y Agendas. Elecciones Presidenciales 1999-2000*, Santiago de Chile, 5 de abril del 2000.
Araujo, K. Kathya, Partidos Políticos y Oportunidades para las Mujeres en el Escenario Electoral (Documento de Trabajo), Fundación Instituto de la Mujer, Santiago de Chile, mayo de 2001.